

幕末水戸藩闘争における諸生派民衆兵の動向

宮澤 正純

はじめに

昨年行なわれた「自由民権百年」の全国集会は、わずか百年前の事件の真相究明を目的とした。民権と現代の結びつきをあらたに考えていくとともに、事件そのものの多角的な分析を行ない、その正しい評価をふまえて、それを世に問う為のものであった。このように、過去に起った事件の真相は、それが起った時代の遠近によらず、多角的な分析を進めていくことにより多くの未知の点が明らかになり、正しい評価に近づいていく。

幕末期において水戸藩が示した姿勢は、日本史上の諸現象に大きな影響を与えた。その為、水戸藩に対し様々な面において多くの評価が述べられてきた。だが、それらを一つの方向にまとめ、統合的に一括して述べ評価を定めていく為には、更に諸々の面での細かな追求と分析を必要とし、その作業を経ていくことによって、正確な評価がうかび上ってくることになる。現在まで、政治史、社会経済史、宗教史、文化史、生活史等々の各分野において、水戸藩の幕末期の状況を、いわゆる「先進的」、「後進的」、「封建制度の立て直し期」、「世直し期」、「近代への萌芽期」とした各論や、「尊皇主義」、「攘夷論とその実践」、「敬幕観」や「保守性」としたものなどが出された。だが、これらはいずれも一面的にみた評価で、全体的な姿をみるにはさらに努力を進めていく必要を感じた時には大胆な仮説と推理を持って不可解であろうと思えることへも挑戦し、推測と分析で一つの道を示し、それを開いていく場合もあろう。まれには案外その方法や目論みの推理は、実像へ近づいているのかもしれない。

筆者自身の経験的なことを述べれば、『北茨城史壇』⁽¹⁾五号に、水戸藩主の徳川光國が、元禄七年一月新参の家老藤井紋大夫を突然手打にした事件の真相を、水戸藩の附家老中山氏の独立運動⁽²⁾の阻止策の一つの方策であったのではないかと述べたのも仮定への挑戦であった。その後、この問題に關した叙述に接すると、自分でも始めは仮説にすぎず、突飛な推理と思っていたのに、意外にこの問題については、その面を持つていたのではないか。一度根本から考え直して研究する価値があるのではなからうかと思うようになった。

本稿では、幕末期に水戸藩に起つてくる党派の争いが、天狗と諸生という名称で分裂し、武力闘争化した元治元年(一八六四)、諸生派から命じられ協力して動いたと考えられてきた庶民勢の動向の実態を明らかにしていきたい。それも水戸領内に限り、農兵とか竹籠組などと呼ばれ戦場を駆けめぐった人々について、筆者なりの考え方で彼らを評価し分析を行ないたい。そこには新たな見解も示したい。さらに本稿には、意義ある推定なら述べることに価値があると思つて叙述したものが含まれている。それは問題点についての筆者独自の考えを示したものと受け取つていただきたい。中には結論を出すには他に多くの関係史料を見てからにしたかった問題もあったが、一連の流れゆえに提示した場合もある。こういう性格上、政治史の問題を中心としている。

まずお断わりしておかなければならないことは、すでに本誌の三号に、その諸勢力の中で「鯉淵勢」と「河和田勢」について述べておいた。⁽³⁾本稿はその続編のつもりであるということである。当時の全国的な政治状況や水戸藩情勢などは前回に述べておいたのでそれを参照していただきたい。「鯉淵勢」については一応の評価を与えたが、その後の調査によって、一、三追記したい点(参加村数や人数、活動情况等)も出てきているが、前回の意見の大筋を考え直さなければならぬような大きな相違点は出てこなかったので、ここに追記することはしない。

この機会に、現在までこのような農民層を中心とした行動を、水戸領内における「農民一揆」の発生、それも「世直し一揆」の実態として一貫して参加、行動、挫折していったと位置づけた諸論に対し事実と異なるのではないかという考えを示していきたい。さらに庶民層の反天狗の動きが、真実何から始まっていったのか、その指導者等はいかなる過程で農民を率いて争乱に参加したのか、領内の各集団にはそれぞれ個性があったのではないか、鯉淵勢と他の諸隊とは同じ結論は出せないなどの点を強調したい。そして全国の「草奔」集団との違いを示し、水戸藩の立場と持っていた特性などが、その農民層に与えてきた様々な影響なども明らかにしたかった。

先の集会で佐々木潤之介氏が、「明治へ入ってからの十数年間の日本人民の成長は、驚くべきものであった」と述べ、それは「できあがった近代からの言いかたなのであって、幕末に立ってみると、また違った評価になるともいえる。つまり、幕末、『世直し』状況には、実際に歴史が辿った道筋とは、異なった発展の展望や、期待や、それをめざした運動がありえた」と述べ、さらに「あの幕末期の『世直し』の展開の基底には、民衆の正当性というべき、強烈な信念が貫かれている」と続けられた。氏の述べた「信念」の方向と、私の今回述べる所は同一性をもつ問題ではない

だが、民衆性というものを規定していくとき、私は郷土、庄屋、村役人の領域においても民衆的な正当性と信念の存在という点を認めていきたい。氏の意見を言葉でとらえるなら、まさに歴史は筋道とは異なって動こうとした面があったということ、村々におとずれてきた変化の原点をみつけ、水戸領の騒動が農民一揆といわれてきた実情を全藩的な見解の中で改めていきたい。

一

元治元年、天狗・諸生の対立は頂点に達し武力の衝突にまで発展した。水戸藩の政治闘争は、武士階層に限らず、領民までを真二つに割って争わせていくという他に類のない形で起ってきた。ここまでになってしまった藩状の詳細を述べる作業は、前回すで行なっているので、今回は簡単な図式をもって両派の関係を示し、他に問題となる箇所については必要に応じて触れていきたい。

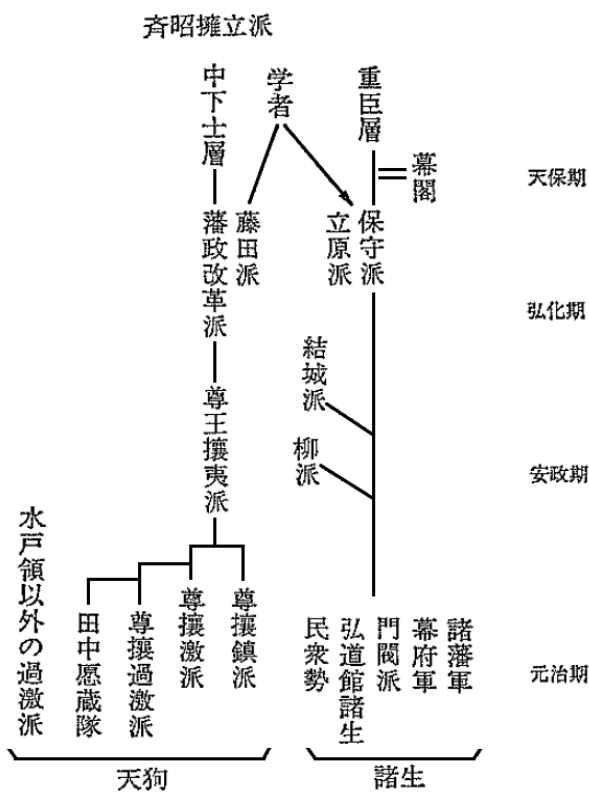
全国的にもこの水戸藩の内訌は江戸時代二百六十年間における軍事行動としてはトップクラスの大事件で、全国各地の藩と人々が様々に関係し、その影響は長く後世に尾を引いた。

「天狗」という言葉が「水戸では義勇の者のかえ名である」として歩き出し、同年三月筑波山に挙兵した尊攘過激派が自称したことをきっかけにやがて大きな集団全体まで指すようになっていった。また、反対派の「諸生」は、筑波勢をおさえようとした水戸藩庁の諸勢力が、その主力に藩校弘道館の学生（諸生）をもちいたために生まれ、やがては、天狗という尊撰派勢力に対立した集団を呼ぶようになった。

本稿は、その諸生派の中の二、三の民衆隊の性格分析をすることとしたが、そのようなことは全体には何の影響も与えない小さな出来事であったと、軽く否定する見解もあるかもしれない。だが、現状はその小さな一つでさえ、いまだに明確にされてはいないと私は強く確信するので、全体を知るための作業の基本として、一つ一つの事件を追ってその説明を行なっていきたい。

まず諸生隊の中の民衆部隊について、自衛団から出発したとすでに述べた鯉淵勢と、今回述べる水戸領内の諸集団とは明らかに異なる面をもっていったと強調する為に、水戸藩庁に起った安政年間からの大きな変動を述べていかなければならない。

水戸藩の天保期の藩政改革が、弘化元年（一八四四）指導者であった九代藩主徳川斉昭の突然の失脚によって中断した時、斉昭ら改革派が目の敵として幕府上層部までその処罰を働きかけたのは、保守派重臣と柳派の人望を一身に集めてしまった結城寅寿の一派に対してであった。彼らは「結城派」と称された。この結城派の成立過程を知ることが、以後の叙述を充分理解する助けになるので、結城派の成立から消滅までを寅寿を中心に述べながら藩状況について詳述する。



第1図 水戸藩の党派の分流と対立図

第1図のように、斉昭が藩主に就任した時、藩内は藩士から領民層までその擁立派とその反対派に分裂し、重臣層が反対する立場にたった時以降二派は対立を激化していった。結城寅寿は、この対立の初期に斉昭に認められた人物であった。結城家は水戸藩においては、譜代の重臣の家柄である。「水府系纂」四八巻の結城家系から要点を拾うと、結城氏は田原藤太藤原秀郷の流れで、下総結城に居住した結城朝光から出、のち関東八家の一つにあげ

られた名門の一族である。天正年中、豊臣秀吉に領地没収を受けた後は、一豪族になって続いたが、結城晴定の代天和三年になって、水戸家二代藩主徳川光國の許に出仕、次の晴映が五百石馬廻頭、晴久に到って執政（水戸藩では家老を指す）となり、従五位下に任じられ千石、以後代々千石取の身として続いた。寅寿は文政一〇年（一八二七）家督を継ぎ、天保期の藩内対立時には千石の家をささえていた。改革派が藩の要職を占めるなか、斉昭はこの寅寿の人材に目をつけ、あえて門閥派でありながら「自分の目の黒いうちは大丈夫」として抜擢、登用し、執政の位置においた。

これは、いかに斉昭が藩政改革を願い、開明的な自派の人々を重く用いようとしても、封建制度下における身分制の枠を乗り越えられなかった為であった。例えば藤田東湖が側用人、会沢正志齋が彰考館や弘道館総裁どまりで、参政（水戸では若年寄を指す）から執政という最高位まで登りつめることは出来ないという実情があった。こうしたことから、斉昭は対門閥派の対策として寅寿をその家柄と手腕によって用いた。彼はめきめき頭角をあらわし、斉昭らも始めは寅寿に対して理解を示し、その性格、才能は、天狗派の領袖藤田東湖でさえ「一国の天才」と評した程であった。

だが、事は斉昭の思わくどおり進まなかった。門閥派は勿論、いつしか藤田派と対立を深めた立原派の学者グループ、柳派として中立的な位置にあった人々が、改革派から冷遇され出すと、この寅寿の存在を大きく感じるようになった。彼らが寅寿を中心に藩政に関わりだすと、結城派と称される一団が誕生していった。郷村にあった民衆にしても、改革に背をむけていた人々がやがて結城派と強いつながりをもつに到った。この人事は後世の混乱の大きな原因となってしまった。

弘化元年（一八四四）三月、いわゆる「甲辰の国難」は、斉昭の急進的な改革に対して幕府がそれをとがめ、致仕、謹慎の処罰を出して藩主の座をしりぞけるといふ改革派にとっての重大事件で、改革派は大国難ととらえた。幕命によって要職を追われていく現職の改革派重臣のなかで、ただ寅寿のみ処分が示されず、これが斉昭らに寅寿の「勝手なふるまい」としてうつり、やがて彼をその「国難」を引き起した張本人として目の敵にし始めた。彼の評価は悪い方へ向かい、ために寅寿もこの年一月には、自から転職し、表面からしりぞく形をとった。だが実際の実権は彼に集まり水戸藩政は安政年間に入るまで寅寿の意志が強く動いた。反改革派は、結城寅寿を中心として結束し「結城派」の名を残したまま政争は進行した。

だが時勢が大きく動き、嘉永六年のペリー来航の頃から斉昭派の復活が始まり、水戸藩の実権も少しづつ結城派から改革派（すでに尊攘派ともいえるようになっていたが）へ移り、やがて斉昭自身も政局を指示するようになっていった。弘化元年の失脚以来、様々な方法で結城派への不満を述べてきた斉昭達については寅寿を「姦物の首領」とし、一党への処罰をもって臨んだ。すでに寅寿

自身は、弘化四年に致仕し、嘉永六年十月には、松平屋敷（御前山村長倉）預けとなっていたが、ついに安政三年に厳しい処分が一党へ下された。

「南梁年録」一六巻によると、安政三年正月二五日、宮田介太郎、大嶺庄左衛門、谷田部藤七郎の三人へ欠所の沙汰が下った。すでに谷田部は出奔、大嶺も後を追った。さらに同日付で、結城寅寿の欠所、大沢恒衛門召捕、平尾右近欠所など結城派の一味一六人へ対しての処分もあわせ発せられた。

この動きは、すぐさま領内の各村にあった結城派の村役人、郷士、農民の処分にもまで及んでいた。ここで本稿に関わってくる人物達を紹介していく。

同（正月）二七日於評定所

同役預ケ跡欠所 鷲子村郷士 薄井宗休

并友衛門忬部

揚屋入

同 友衛門

同

同七左衛門

同

同 惣七

同役預ケ

馬頭村

星小野衛門

揚り屋

同

北条斧四郎

同

小生瀬村

斎藤四五兵衛

同

大子村

増子民部左衛門

入牢

額田北郷百姓登一郎

同役預ケ

長倉村山横目格泉伊兵衛

同

高部村

岡山次郎衛門

手縄村預ケ

小中村

佐川民三郎

入牢

南町

佐野屋鉄次郎

同役預ケ

部垂村

立原伝十

であった。

さらに三月一日にも藩士ら一八人が左遷され、結城派の勢力は水戸領内でほぼ一掃された。逆に翌二日は、改革派の返り咲きの人事異動が発表された。

また、同年四月二五日、結城寅寿の死罪を始めとした最後の断が下され武士層には結城派はいなくなつた。

その日の郷村の関係者として

出牢村預ケ此者五月三日又々入牢

額田村 登一郎

同

留村 大内政衛門

の二人が記されている。

その後、結城一味で逃走していた谷田部、大嶺の二人がつかまり、翌四年の八月一〇日に処刑された。この時にはおくれでいた処分も発せられた。「同書」二〇巻によれば、八月一〇日二人、一日四六人（谷田部、大嶺が入っている）、一六日は三人であった。勿論郷村の関係者も入っていたが、この処分については別の史料とともに紹介していく。

その史料は、結城派として同じように処分をうけた高部村（現美和村高部）の岡山家に現存する史料である。表紙「安政三辰同四巳凶事録」とあり、凶事という表現で、この記録を残した人物とつけた衝撃の大きさ、内容が推察出来る。最後は「右の通り写置候得共固不可許控見事」とあったがご当主のご厚意で拝見させていただけた。

岡山家は、郷士としてこの地方での名家で門閥派の水戸藩重臣層と深く結びつき、大きな力をもっていた。この記録によると、安政四年八月一〇日評定所御用として、結城派への処分が書き留められている。そのなかで郷村関係者の姓名と処分の要点を述べてみよう。

(記録のまま記す)

鷺子村	薄井友衛門
結城寅寿江党与致、不相済所行有、右党与二付而は相違候振も有之、不届之至二付、百姓へ相返シ(郷士身分の剥奪)	同村
	薄井七左衛門
	岡 宗七
	馬頭村
	北条斧四郎
	大子村
	益子民部左衛門
友衛門と同文書、百姓へ相返し	大子村
	勘介
結城寅寿へ党与、不届、居村慎	大子村
	大生瀬村
	齊藤四五兵衛
右同罪だが死去に付郡奉行へ達	大宮村
	立原伝十
	下ヒ沢村
	小室平次兵衛 <small>マコ</small>
	馬頭村
	星小野衛門
結城へ党与、百姓へ相返居村慎	小中村
	佐川民三郎
結城へ党与、家格召放	鷺子村
	友衛門忞蔀
預ケ免	浅川村庄屋介五郎
	留村
	大内政衛門
江戸御構御追放	預ケ免
	額田村百姓登一郎
江戸構御追放	鷺子村
	友衛門親宗休
格式召放百姓人別へ相返	

というものであった。記載が一部重複する「南梁年録」二〇巻、安政四年八月一日の郷村処分の関係者人名を示してみる。罪状などは少々詳しく載っている。

薄井友衛門、七左衛門、宗七、北条斧四郎、薄井宗休、星小野衛門、高部村郷士岡山次郎衛門、馬頭村郷士北条時之介、小室平次衛門、立原伝十、佐川民三郎、益子民部左衛門、勘介、登二郎、町付村郷士飯村清蔵、大生瀬村郷士齋藤半三郎、浅川村庄屋長山介五郎、薄井蔀らで、岡山家とくらべると、齋藤親子、北条親子など、一族で処罰を受けていた例が、星、薄井など以外にもあったことがわかる。この類の記録に「結城寅寿一件記録」、「水府御裁許書」、「結城寅寿一件」(いずれも東京大学史料編纂所蔵)等があるが、郷村関係の記録は「南梁年録」がより詳しい。

さて、いよいよ本題に入ることになるが、まず那珂郡額田北郷の百姓登一郎とある人物について考えていくことにしたい。

安政三年においても四年でも、結城寅寿一味として処分された郷村の関係者達は、改めて述べるまでもなく県北地方で勢力をもっていた郷士、庄屋クラスの人達であった。現在でも現地に残っているご子孫もある。その力は水戸藩保守派の重臣層には、まことにたよりになる財力と権威をもっていた。

登一郎は、これらの人々と肩をならべていた。名字はまだ格式を許されていなかったが、使用できなかったが、一味同心で行動していた。彼への処分は、入牢、江戸追放であったことが両史料によって知れるので、額田北郷の登一郎は、この頃江戸へ登って結城派の一人として活躍中であった人物ととらえられる。そして次の事実から、寺門登一郎であったと思われる。後述する史料であるが、明治になって水戸藩庁が、寺門登一郎に対して出した処罰の内容に「先年結城寅寿の徒に党与致し」とあることから、あきらかに寺門登一郎は結城にも近づいた人物で、さらに「宗家より度々仰出され候御改正の御沙汰を拒み」とあり、かなり長期間改革派に対立していた存在が認められる事実。額田神社に関する嘉永年間の記録に、与頭登一郎の名があり、すでに村役人を務めていた事実⁽¹⁰⁾。「南梁年録」には、さらに登一郎の姿勢についての記述がある。彼が結城寅寿が安政三年の処分で欠所になると、正月二十七日入牢、四月二十五日出牢、村預ケ、五月三日再入牢となりながら、これに負けまいとして行動してたことが知られるもので、安政四年の彼の罪状は、「右之者谷田部藤七郎へ相固不束之所行有之ニ付江戸御構追放申付候条重而御構之地江於立入ハ嚴重可申付旨可申渡もの也」というものであった。結城とその片腕ともいわれた谷田部へ接近していたのである。しかし江戸、水戸へは入ってはならないということでは、故郷額田へ帰り、監視の下で動きがとれない状態であった。次の機会を待つことが大きな望みであった。

この経歴ゆえ、後諸生派に同調でき、一味同心して行動出来たのであった。結城派と諸生派とのつながりは後述する。

ある書物などは、寺門登一郎を「那珂郡額田村の阿弥陀寺の門前に住む農民であったが博徒で獄に投じられたことも数度に及ぶというならず者で、それが偶々天狗騒動勃発とともに諸生党に参加し、苗字も寺の前に住んでいたところから寺門と唱えた」とか、「非常に好戦的で、粗暴のふるまいが多く、狂暴のかぎりをつくし、瑞竜山にまでのりこんでの乱暴があった」というような、まったく何の為に、何の史料によったのか、出典も明記せずただ流布している悪評のみを紹介している。充分な史料採集、吟味なしに子孫の現存している人物を評価していることについて、筆者はそれを認める気持にはなれない。こうした形の記載は天狗側によって記録されたものにもまみられるが、天狗が元治から慶応三年までは「賊徒」、「浮浪」、「無宿」で「金品強奪」をして廻った犯罪者とされ、明治から「尊皇殉難者」の集まりと評価された事実と合わせ考慮していきたい。こうした事から、後世の史家は登一郎についての叙述に慎重な姿勢を示す努力がほしかった。

たとえば、寺門の姓についても、大体、姓がなかったということが間違いで、表だって使用出来なかったのが近世の農民一般の姿である。現在額田に住んでおられる登一郎の一族の存在（その家は天狗側についた為、ご子孫が現在地で続いた）。諸事情で直接お会い出来ず、調査の成果が上がらなかつたのが残念であるが、寺門の姓がすでにあつたということは証明出来る。寺門の姓は、佐竹一族で北酒出城主の酒出季義の子孫市之丞が寺門と改姓し、市之丞は水戸家へ出仕した。後子孫分流する中で寺門佐一郎⁽¹¹⁾なども水戸家へ出仕している、久米（現金砂郷村）を始め近在に分流し土着していった者も出ている⁽¹²⁾。こうして寺門の姓は那珂郡に多い。登一郎家が近世から広大な家、

屋敷地を持つており、その菩提寺に残る近世からの墓標などで古くからの土着性が認められる。また、伝によれば、額田久兵衛の旧臣に寺門次兵衛と名乗った人物がおり、それが寺門の祖であるなどともいわれている¹³⁾。

登一郎について、特には「与力」という肩書を示したものがある。水戸藩の誰か侍の与力のことであろう。このことについては、登一郎の直系の子孫（後述する）が、同家では登一郎が水戸藩の□□哲平と称する人物に使われていたと伝わっている。だが、心あたりとする、結城、谷田部、額田の各一族の中で、哲平を名乗った人物にまだ出会っていない。

登一郎は、こうして結城一味として処分され、活躍の場は遠のき、政治体制の変化のみが彼には待たれる事情にあった。

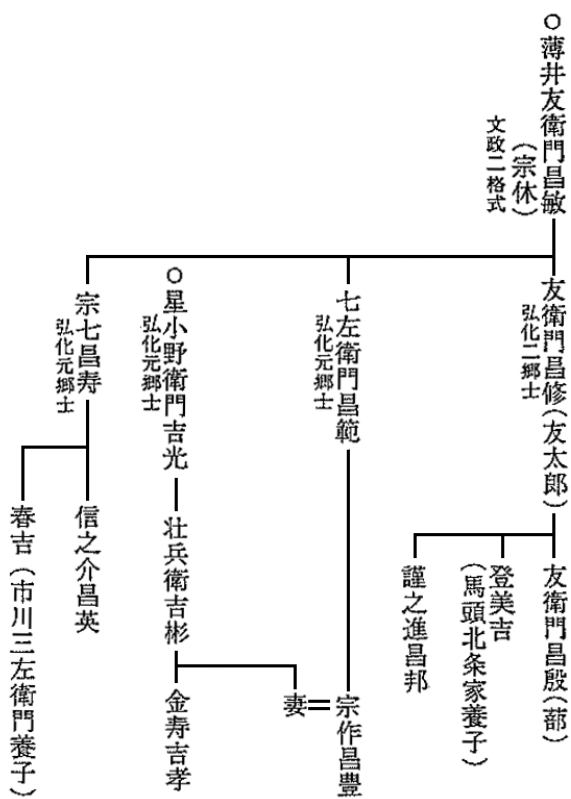
三

つぎに、これも本稿で取り上げる薄井一族について明らかにされるものを述べてみよう。薄井も明治以後、かんばしくない評をもたれるようになった鷺子村（現美和村鷺子）の郷士で豪農、豪商の一族である。彼らは一族で行動したので、一括して紹介していく。

「水府系纂」八二巻によれば、その祖は佐竹の家来で鷺子城主小野崎舜通に仕え、佐竹移封後は同村に代々土着し、やがて水戸藩の郷士に取り立てられたとある。地元には、これと一寸異なる伝承があるが、確たる証もないので、俗諺、風聞の類いとしておく。

一族が繁栄をみせ始めるのは、四代目友衛門昌敏の代からで、水戸藩への莫大な献金により、いわゆる「献金郷士」となり、その最も栄えた時代の一族は、第2図のようであった。これには、後述する都合もあるので、分家七左衛門の子息宗作の妻の実家、馬頭村（現栃木県馬頭町）の星家についても記載した。

水戸領の郷士には、村々の獵師支配の特権が認められていた。日常の生活の中で使用している鉄砲を持つて集まるその集団は、戦闘要員として当時第一級の装備をした部隊となった。そういう意味でも郷士の力は強大であった。嘉永六年の薄井一族には、三人の郷士がいたのでその支配村は、鷺子村、氷之沢村、小田野村、大岩村、小舟村、松之草村、油河内村、吉丸村、中居村の九ヶ村で第3図のようになかなり広い範囲であった。一族はこの村々に強い影響をもった。村役人を始め庶民まで様々な形で一族とつながる史料が残っている。古いものでは、小舟（現緒川村）の山口家には、文政六年（一八二二）の「紙問屋鳥子薄井」の印形の残った史料が現存する。又、『常陸紀行』にも薄井は「紙をひさぐ事を業とし、郷中に名あり」として記されている。



第2図 薄井家、星家略系図

この一帯はいずれも山がちな村々であった為か、獵師の人数も多く、大岩村一五挺、小田野村一六挺というように、約百挺をこえた数の鉄砲隊が構成出来るだけの力があつた。この勢力は、彼らが郷士になった時そのまま率いることの出来る獵師達だった。

同家の財力について述べれば、年代は不明だが「水陽高名家案内」という番付がある¹⁵⁾。東の大関木内兵七、関脇大内要助、小結近藤長四郎といずれも那珂湊きつての豪商で、全国

へ名を轟かせた家々がならび、西の方は、大関が鷺子薄井友衛門、以下関脇に太田の小林彦次衛門、小結水戸の大高織衛門とつづき、前頭六枚目に鷺子の薄井定兵衛という順であるので、その豊かさが想像できる。ちなみにこの史料は、その人名から安政三年以前で、それからあまり遡る時期ではあるまい。結城派として処罰された立原伝十の名もみえる。

さて、実際に藩への献金だが、その実態を示すのが目的ではないので一応紹介する形としたい。特殊な例としては、後述する馬頭村の星家の史料に、嘉永二年一月六日に星小野衛門が薄井七左衛門に出した史料があるので示す。

一 金六拾両也

右結城様へ御届金慥に相受取申候追而先様御手形御返し可申上候以上

という、まったく結城との直取り引きの証拠となる史料である。

そうした以外、薄井一族へは、たびたび藩庁への献金が命じられていたことは、七左衛門家の史料にも、弘化年間異国船渡来に付二五〇両、江戸地震の為一〇〇両とかが積み重なり、嘉永元年には¹⁶⁾三両の上納金をしたとある。また以後も度々上納金は差し出され、結城派の大きな資金源としての力を示した。

天保以後、改革派は献金郷士を冷遇した。村々には改革派に組した郷士、村役人が出現し、旧来の郷士に活躍の場がなかったことに対し、結城派が弘化元年以後反動的な行為をなす姿勢が出た。

この対立が残っている村々へ、弘化三年、四年と結城派への大弾圧が襲ったのである。立場は逆転し、改革派同調者の天下となった。

薄井家に出された処罰は次のようだった。（『水戸藩史料』、「南梁年録」、岡山家史料、星家史料、薄井家史料などで若干の違いがみられるので意味を整えた）四年一〇月一日付、

右之者儀結城寅寿へ党与致し不相済所行有之尚又入牢中密々牢外へ致通絡候儀御礼明之上二は恐入候旨雖有之右覚与之儀二付而は追々相達候振も有之候所不相用段不届之至二付申付様雖有之全容赦百姓へ相返シ向後心得振不相改ニおるては嚴重可申付もの也

ということ、前述したような処分が出されていった。このことは、寺門登一郎の所で述べたように、まったく政争上の対立問題から発生した事柄であった。犯罪とか、不埒の所業とか、職務の怠慢とか横領、その他のいわゆる刑事罰、破廉恥罪を犯しての刑罰ではない。政治上の争いに負けたのである。一族はこれ以後水戸藩庁の監視の下におかれた。

彼らとともに、反改革派の道を歩む人々は、どうしてもその屈辱を拭う為の努力と強い気力をもっていたことは自然の事であった。彼らは政争に負けたみじめさを、身をもって知った。その反動が強くなることを次に述べる。

四

結城派郷士の復活は元治元年の内訌が本格化した頃からであった。薄井一族については、七左衛門と忤宗作の出陣記録が残っているのでそれによって述べていく。

七月に入り、各地各様の動きを見ていた七左衛門は、忤宗作を「御加勢仕事心得二而」指し出したが、自身も八月一日に水戸城の評定所へ出頭した。諸生八の組へ加入した。

この諸生組について一考しておく。藩士は一の備（「先ノ一備」とか「御一ノ人数」といつている場合もある）として、算介大夫以下五〇〇余人、二の備の鶴殿平七以下の五〇〇余人、本隊としての市川三左衛門隊の七〇〇余人をもって構成されていた。大山田下郷（栃木県馬頭町）の石井啓一家に「先ノ二御備御人数」という史料が現存している。それによって陣立てをみると、「御先手物頭（代共）三人、大御番頭一人、五番組一〇人、二番組一人、大番与力二人、御馬廻頭一人、

同組二人、御目付二人、御徒目付二人、陣将一人（鶴殿平七）、陣将組番五人、陣将与力二人、御合図役二人、御医師二人、惣旗奉行一人、御徒頭一人、同組九人、小荷駄奉行一人、吟味役二人、小荷駄固郷士五人、御金方五人、小荷駄指引二人、御外方四人」、そして諸役の小者が五〇六〇人、押として二人であった。この他にそれぞれの組に数人の小者と数疋の馬がつくものであった。この石井家の祖は、小荷駄付としての五人の郷士の一人石井長衛門である。長衛門は「先の二小荷駄付獵師扣」として九月〜十一月までの日記、「先ノ御備小荷駄懸り御用扣」として八月〜十一月までの留記を残している。この為に、五人の郷士といっても、実際には、その支配下の獵師と民衆が同行していたことがわかる。この石井家の記録には、近在の他の郷士名が共同作戦をとったりするたびに登場するが、石井長衛門の立場は、二の備の構成者の一人として行動を記している。

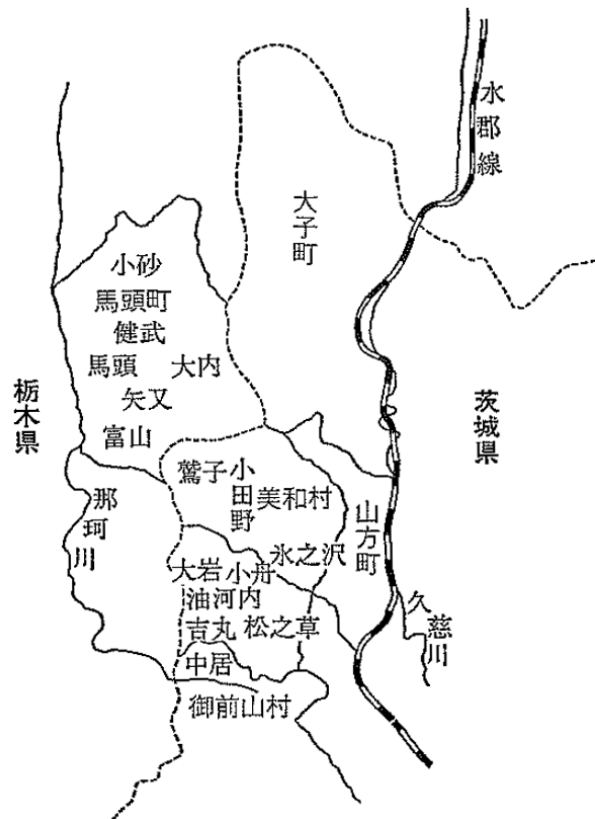
薄井の属した諸生の八の組について、現在までの管見のかぎりですれば、新参、小普請、幼少、部屋住、陪臣、郷士などに民衆集団を組み付けたものであろう。一からいくつまでであったか不詳。小部隊であったようである。

薄井七左衛門は佐藤図書、朝比奈弥太郎⁽¹⁷⁾に付き、吉田（水戸市元吉田町）の薬王院へ初出陣した。その後水戸城下の下町⁽¹⁸⁾方面を固めていたが、上町手薄との事で一時そちらへ出、再び下町固めをする。それから吉沼（水戸市吉沼町）、勝倉（勝田市勝倉）、神勢館の攻防戦を経た。その後、諸生派の廻村がある為に一時帰村、九月一六日より近郷の地理案内をする。二八日再び水戸へ出、城下固め。ついで田中愿蔵を追って一〇月には水戸を出発、三〜一〇日まで八溝山廻りの村々を警備に廻った。その後三度水戸城下詰、二月一日の野州境警備をもって帰村した。「勤日は迄九十三日、休足日十日」とまとめている。

この一つの記録で、七左衛門、宗作父子の動きは明確になった。だが他の一族、友衛門宗休らはどう動いたか。多分七左衛門とあまり異なつた動きはなかつたろう。彼ら元結城派郷士の行動を説明するには少し材料不足と思うので、次に薄井一族と深く結びつき、安政三年に薄井らとともに処分を下された馬頭の星家の事にふれながら補足しておく。

栃木県那須郡馬頭町一帯は、近世には水戸藩武茂郷として一八か村が存在した。前出の石井家もその一つの村の郷士であった。馬頭村では星、北条の二家が元結城派郷士として名を残した。星家は、この時代は小野衛門吉光―壮兵衛吉彬―金寿吉孝の代で、弘化元年に小野衛門が郷士となつて一族は活躍した。同村の郷士北条斧四郎は勿論、薄井とともに共同作戦をとつた場合もみられるので、星家に残る「日記」を始めとする諸史料を中心として、彼ら一同の行動を述べる。ここに結城派郷士の行動力を見る事が出来る。星小野衛門の「日記」は、元治元年五月二六日の項「千波原二而上火相凶御家中五百八拾人諸生組と申唱発向⁽¹⁹⁾」から始まる。筑波山へ浪士が多数数集合しているので幕府からも追討軍が出陣、七月から本格的な戦争になったと記している⁽²⁰⁾。

日記の七月〜八月一九日まで、村周辺で起つた事件の様相を記している。すでに水戸領内の村々では、郷村から筑波等へ出かけた天狗勢の留守宅への襲撃と打ち壊しが勃発し⁽²¹⁾、馬頭辺でも七月二九日に浪士らの来村があつたことから村民達が動き出した。八月二日、近村の獵師、百姓二〇〇人が馬頭の村役人宅へ押込んだ。この理由は彼らが「浪士へ内談致候由」ということであつた。引き続き、高部、小田野、鷺子より七、八百人が小口村（馬頭町小口）の郷士、大森左一郎宅を襲つた。この大森家は、天狗派で、この争乱の後、当主は那須郡両郷寺宿の光厳寺へ隠れていたが、慶応二年八月、同地で病没する。大森家の打ち壊しは、水戸領内の多くの事例の中で、その有様が証明出来る証拠の残つた唯一に近い例である。井戸は埋められ、すべての家屋は打ち倒されて⁽²²⁾現在もその跡地が残っている。民衆はこうして近在の村々の天狗派やその同調者とみられた家々を、他村の応援を求め、また応援に出て廻つた。六日には石井長衛門と村々獵師の来村が記され、鷺子との出入も多い。この時、藩庁は、西扱郡奉行の松崎新介⁽²³⁾ら一行を廻村させ、馬頭に宿泊して役人は



第3図 薄井家、農家獵師支配村図

農民の願いの筋を聞き届けるといふ行為をしている。村民一同も要求を出し、それが請け取られた為静観する形になった。農民の願いは天狗の追討であり諸生派の役人が農民に対して示した姿勢は、今後は農民層から話を受けて指図を出すということであった。一〇日、北条斧四郎の家来が水戸へ出かけるなど、いよいよ彼らにも出陣の時期が近づいてきた。

さて一二日、「石井家史料」にはなかつた記録がみられる。石井長衛門と屋代民十郎が村々獵師五九人を召連れて水戸城下へ罷り出るといふもので、前述した小荷駄付の石井長衛門の出陣である。こうしたように、郷士が城下へ出陣するというのは、支配下の獵師、農民を引きつれての出陣であったことが改めて知れる。この馬頭でも、一九日、小野衛門らが獵師らをつれて水戸へ出陣した。

星家の「日記」は、八月二〇日より「是より御城下日記」として筆を改めている。いよいよ天狗勢との合戦に参加していく。星隊は富山村四人、矢又村五人、健武村六人、大内村二人、小砂村四人の計三十一人の獵師を含めた隊であった。この村々が小野衛門の支配村で第3図で示した。

こうして薄井、星の両家の支配下の村は隣りあつた村々であつた。両勢とも水戸へは支配村を貫いて出兵する形であつた。石井隊にしろ、大子村の郷士も同様であつた。県北地方の村々には、この時期こうした形の郷士支配が行き届き、水戸藩諸生へ味方した。

さて、民衆隊の諸隊についてみると、薄井隊は八月一日出立、馬頭の星隊は八月二〇日、先の石井隊は八月一四日、そして水戸に近かつた河和田勢は八月六日と、それぞれ日を違えて水戸へ集まつた。諸生派に味方した郷士は、それぞれが支配村の獵師を中心とした手勢を率い、それぞれが独立して役目をもつていった。ここに至れば、鯉淵勢がまつたく別の性格と行動をとつた組織であつたことをなおさら明確に示すことが出来たといえよう。

この諸隊間の、連絡、協議、合同しての動きはどうであつたか、もう少し星隊の動きをみてみる。小野衛門と金寿は、藩士の菊地善三衛門、朝比奈新衛門²⁴について常葉口を守つてから二一日、下町魂消橋から枝川（勝田市枝川、水戸藩の武器製作所「神勢館」のあつた所から那珂川をはさんだ対岸の要地）へ廻る。二二日、再び枝川攻撃で獵師三〇人、竹鐺隊は一〇〇人計り出兵、二三日下町、二四日上町と廻り、やつと幕府正規軍の水戸到着があつた為、帰村準備、二七日獵師五人程をつれ、薄井宅へ寄つて帰村、近在見廻り等ですごす。三〇日、金寿一人が水戸へ向い、九月二日に小野衛門も水戸へ出る。また「御城下日記」となる。

九月五日、安政三年、四年の処分が解かれ結城派郷士として長い間不自由に身を縛つていた慎の処分は免じられた。天狗・諸生の対立の時に諸生に味方した働きがいがあることに生き、正式に自由のいやそれ以上の身になった。北条斧四郎も同断、薄井一族²⁵も許された。彼らは諸生派の政権において、改革派郷士を追いやって藩権力に近づいていった。

合戦は本格化した。九日、星壯兵衛は獵師三〇人をつれ小荷駄奉行付となつて中根村（現勝田市）中根）へむかう。小野衛門は同日、野口、鷺子をへて帰宅する。日記は「是より馬頭村日記」とかわる。一日薄井友衛門の来宅、二二日からは諸生派役人の廻村が始まり、世話役として出入が多

かつた。一五日、壮兵衛に山横目庄屋という重要な辞令が出る。二四日、三度水戸へ出、日記も三度「是より御城下日記」となり湊方面へ出兵中、幕将田沼隊の水戸繰り込みで県北一帯の郷士には帰村が命じられた。晦日より「是より馬頭日記」としている。

一〇月五日、郷士七、八人、獵師六〇人の一隊は八溝山へ田中愿蔵追討で出兵した。なお石井隊が、久慈浜方面から那珂湊まで足をのばすなど、この頃の旧結城派郷士ははなばなしく行動した。さて水戸藩庁においても、九月三〜五日にかけ、人事発令がなされ、諸生派がかつての処罰を解かれ、実権を握っていった。その数四六人⁽²⁶⁾。これに応じて郷村の人々へも人事発令が示されるようになった。

一月六、七日の達により、この県北の旧結城派郷士は、すべて郷士身分を拝領し、その家格も支配権も旧に復していった。たとえば星小野衛門を例にとれば、争乱後獵師をつれての見張りを続けたが、翌慶応元年五月には敦賀にあつた天狗党の残党を引き取りの為に越前方面へ出かけた一行に加わるなど、諸生派の政権下で活躍の場が与えられていった。争乱直後、鯉淵勢が武装を解除され、農民の本来の姿に返すべく藩は努力をしたが、逆に郷士として行動した彼らは、その身分、地位を支配者に認められて足場を固めた。薄井家から、慶応三年一〇月、「所持之武器書出し」として藩庁へ届けられた写しによると、本家友衛門(子息の友太郎、謹之進共)甲冑二、鉄砲大小八挺、分家宗作は甲冑二、鉄砲大小五挺、同じく宗七は甲冑一、鉄砲四挺であり、高部村岡山仙太郎は甲冑一、鉄砲三挺など、多数の所持品があり、これに支配下獵師が付くという実力をもっていた。

このように明治になるまで、政治闘争に勝つた郷士達は、そのほこりと力を示して日々を過していったのである。

さて、次に寺門登一郎の動きを述べていきたい。彼の部隊については日記類とか、軍記類の存在はまだ不詳である。現段階では、他の関連文献に名前や行動が記載されているものによって述べていく方法以外明らかにすることができないのが実情である。その為戦闘の場合が多くなり、日々の生活を送っていた彼について述べることはまだ不可能である。一つには、寺門が郷士としてまだ認められた格式をもたぬままであった為、他の郷士の記録に同類としての名前が出る機会がなかったことと、彼らとは与えられた任務の性格が異なっていたことでもある。

彼は、戦場が水戸を始め、県北地方に移りだした頃から登場する。八月二三日「百姓計にて太田御城⁽²⁷⁾より操出し小里郷生瀬郷額田村寺門登一郎指引役二而戦ひけり⁽²⁸⁾」として石神外宿(現東海村石神外宿)辺へ出かける。二四日、天狗勢の大津勢⁽²⁹⁾と戦つた諸生の重鎮市川三左衛門と寺門隊は合同して作戦、二五日は諸生の領袖戸祭大膳とともに山野辺軍と戦う⁽³⁰⁾。二八日は再度山野辺隊と、金沢村(現日立金沢町)で合戦、二九日高鈴山から入四間(現日立市入四間町)を廻り大雄院(現日立市宮田町)を経て太田村へ帰つた。その後は「天狗諸生合戦記⁽³¹⁾」の記録によって紹介する。九月三日、太田より出陣、助川館を裏手から攻める。この時も小里郷や太田近在の人足を引きつけている⁽³²⁾。助川落館によって一日に太田帰着、一二日は「額田へ右登一郎殿手勢三十人程二而鎧を着し通行いたし候其出立は御家中方ニもまさる程の威勢なり」とある。だが助川館に田中愿蔵隊が入つた為ふたたび登一郎は出兵、九月一七日「諸生方額田寺門登一郎大将二而小里獵師太田御獵師⁽³³⁾」をひきいている。合戦は続く、二六日助川館大手門より寺門隊は攻め、ついに落館させた。二九日、登一郎は手勢二〇〇人程を引き連れて太田へ引き返す。この太田は諸生の一つのかための場所であつた。こうしてみると、寺門隊の手勢は村からつれて出陣した三〇余人で、その他はその戦闘に応じ、諸生方からあずけられ指揮をとつた民兵であつたろう。額田へは三〇余人、太田へは大部隊で帰陣するという叙述になっていった。別の史料による彼の兵力を、六、七〇名から大きく『波山記事』の一四〇〜五〇人というものである。

一方的な評価というものは面白い。彼を「騎馬二打乗り白簾式本押立其勢ハ飛鳥も落す程の威勢

や皆々其勇をホメヌ者はなかりける」と評している。登一郎も太田陣内で自由にふるまっていた。太田陣中に捕えた天狗の一人が敵持(かたもち)(勿論この合戦での)であった為、仇討の願人が出ると、内藤弥大夫(34)に掛けあつてそれを許し、みずから助太刀をした。武士的なふるまいであった。

彼の隊はまったくの実戦部隊で、しかも市川や戸祭という諸生の大將格の人物とともに行動し、県北一帯に広がった戦場を戦い廻った。こうした軍事的な面のみが記録され、後世の不評の原因にもなった。前述した程ではないが伝承をそのまま記した例を紹介していく。そういう書が手頃に誰でも読まれるものに多いのが特徴である。

『水戸幕末風雲録』は、「市川党の兇暴は郡部にも及び、部下の薄井友衛門、寺門登一郎などいふ面々は其の党与を率ひて各村を廻り、激派の家を片ツ端より打毀し、ことに登一郎は那珂郡小瀬村の郷土」を突殺し「更に瑞竜山に至り、斉昭の石碑を繩にて縛れり」としている。薄井、寺門が兇暴であったのは、前述したように戦闘中の事や、上層武士の命令も出された上でのことで、まして太田陣中であつた登一郎が、独断で瑞竜の歴代水戸家の墓所へ入っていけるものであろうか。

彼らは「神主、庄屋などは多くは天狗の宿をしたからであつて、はじめの頃、家族に危害を加えることもしていない(35)」というのが実情に近く、いきなり事情ぬきで暴言に近い評を堂々と紹介した書は再考を要する。『元治元年』に「那珂郡額田村の寺門登一郎の民兵は、数十ヶ村に及ぶ組合連合で水戸城以南を鯉淵勢、以北を寺門民兵隊で受持つて居村を自衛するとともに積極的に佐幕党の戦闘に参加した」とあるように、寺門隊は太田を中心として行動した隊で、水戸へ出かけることはなかつた。またすでに何回も述べたように、実戦部隊であつた。天狗側の史料でもさすがに『水戸藩史料』は「従来激派有志に対して不平を抱きたる者は此に致りて大に郡郷に蜂起し或は群を結んで郷士義民等の家宅を破壊する者あり」とし、その状況を水戸の奥右筆が江戸の同役へ知らせた書翰を載せているが、それに「去月晦日(七月三〇日)額田三郷之もの共大勢申合竹鐘等指向村百姓弥平次宅へ踏込及乱暴居宅并所持の類悉打破仕り三郷の者共江川合村の者共荷担いたし・・・、尤当分は一同相引居候」としていること、額田郷の人々の動き始めは七月末であつたことがわかる。八月に入り、結城派として処罰され、隠遁の生活をしてきた寺門登一郎は復活し、村々から人を集めて太田の諸生派領袖へ近づいていった。すぐさま大勢力を指揮した訳であるがそれも太田へ参加の後支配下が定められていった。

寺門隊についても一言追記しておくならば、九月五日になつて、額田の向山常福寺(36)が天狗の一隊に焼かれる事件があつた。彼らは引き続き額田の宿にも放火した。寺門登一郎が助川出陣中であつたが、彼のこの頃の立場に対して、額田に残っていた人々の感情が後世までどのように作用していったかは一考しておく必要がある。

五

ここで民衆諸隊についてその「性格」を述べておく。「鯉淵勢」については、自衛団が水戸藩諸生派に近づき(37)、やがて幕府軍指揮官のもとに戦つた戦闘部隊であつたと述べた。水戸領の郷土達は、一応それぞれ自分の支配村の人々(獵師≡鉄砲隊)を率いて、それぞれが諸生派武士、それも上級の指揮官の指令で行動した。石井隊(仮称していく)、薄井勢、星隊など、一族あるいは一家族でまとまつてはいたが、連合しての作戦は、上部からの命令のないかぎり自発的な結びつきはなかつた。情報の交換があつたのは、互に行き来があつたので勿論であつた。彼らの部隊の任務は、郷土自衛と実戦隊とその補助的な業務の三役を同時に負わされ、所属は水戸城付であつた。寺門隊は、今まで独立的に市川らと結んだ隊のようにみられていたが、実は太田におかれた北の拠点詰の一手として、太田近郷の獵師、民衆兵を率いていった。助川館の攻撃に活躍したように、県北中心に行動する戦闘部隊であつた。二本松藩が太田を守つたとされてきたが、寺門のような諸生派に味方し

た郷士級の者が太田に動員されていたのであった。こうした例から、河和田勢は、水戸城下諸口を防衛する役目をもたされた村々の連合軍であったという性格付けをし、関係の史料を見直し郷士の動きを考えてみた。彼らの日記「水府乱日記附」からは、河和田勢の郷士名は平戸長衛門以外は不明、一応水戸城廻りの村々が支配違いであつても連合し、城下をかためた部隊と重ねて規定してきたい。

こうして一括して現在までは水戸の農兵隊として考えてきた従来の定説は間違いであつた。役目も行動もまた時には目的さえ異なつていたのである。

郷士であつたそれぞれの隊の指導者は、諸生派によつて一応命令されていた事実はすでに述べて来たことであるが、その彼らの「意識」についてみていく。石井隊を除くが、星、薄井、北条、益子などは、かつて安政三、四年にかけて結城寅寿一味として、改革派（天狗派）から厳しい処分を受けた人々の集団であつた。彼らの反天狗はつまり諸生派と同じ立場であつた。かつて激しい政争に明け暮れた結果、敗れて政権から離れていった結城派とともに、彼らも同じような意識をもつていたと考えられる。組頭程度でも結城派で重きをなしていた寺門登一郎が、その生き方をかけていたのも自分の強い意志のあらわれであつた。

彼らは反改革派、つまり反天狗の立場をとつた集団であり、自分の生きる道は、時の諸生派の立場に同意することであつた。かつての結城一党は、処刑され、直接の後継者が消えていたが、市川、朝比奈、佐藤などの諸生派の領袖は、結城党ではなかったが、その立場は結城派と同じであつた。そこで旧結城派郷士とも結びついていった。結城派郷士の本来の姿は、水戸の政権を長い間握つていた保守派によつて、長い間保障を受け、その支配下で活動してきた人々と表現した方が正確であろう。安政三年、結城寅寿一味と名指しで処罰された薄井、星、寺門などの人々は、再びおとずれた政争の機会に、それが武力の衝突であつても、積極的に臨み、自から武器を持ち野山を駆けめぐつた。自分の生きる道を賭けて必死に行動したからこそ、時には過激で大胆な行為をしめた。戦争に手かげんが有るはずもなかった。政争に負けた苦い過去、その結果が身分上の特権を剥脱され、行動の自由を制された不自由な生活を送り、日の目を見ずに過す結果なることを経験していた。彼らは諸生派と手を結ぶようにして天狗を追つた。農民が諸生派に利されて集団を組み、行動したととらえては、無謀な判断であつて、実は郷士達は自覚をもつて藩庁と連絡をとつてその配下を指揮し、その影響力で民衆を参加させていったのである。この内訌に多数参加した民衆隊の指導者の中で、その行動の過激さで、明治以後天狗派の治世下になつた時、厳しい処分とすさまじい悪評を与えられていく者こそ、負けてはいられない必死のかまえで隊を指揮していった人々であつたという結果の裏返しであつた。

明治維新を迎えた時、村々における諸生派についた人々の自衛策は沈黙であつた。記録類を焼き、子孫への伝承さえやめた。生活の場を奪われたくない農民は、天狗派の下でだまつて過すことになつた。天狗にしても、領民全てを対象とするのは無理であつた為、指導者にのみねらいをつけていた。

そこで、一般の民衆の参加について、彼らにも信念というものがあつたかどうかを述べる。これは前もって提起しておいた問題、つまり水戸領内におけるこの元治元年の内訌に加わつた民衆層の動きをいわゆる近世後期に全国に起つてきた農民騒動、世直し一揆の発生、つまり一揆的行動であると位置づけた諸先学の意見と、少々視点を変えた見方を示し、一考の必要性を出していきたい。

村々において元治年間の民衆による「打ち壊し」の被害を受けた家が現在も多数存在する。打ち壊しという言葉のイメージからくるものと、実情が一致しているのは小口村の大森家の場合が例外的である。たとえば大津村（北茨城市大津町）の郷士西丸帯刀家も、松岡郷の郷士の指導で打ち壊されたと伝わっているが、屋敷はその屋根裏に帯刀が明治まで隠れ住んでいたとされるような形で

残っていた。そして、この西丸家がこの一帯で大きな打ち壊しにあったとされる家である。

そもそも天狗に對した農兵自衛団は、かつて水戸領外の鯉淵勢について述べたように、一貫して一揆的性格をもっていたというものはなかったのである。自衛団そのものが、関東取締出役を通じて達せられる幕命に従って構成されてきた。幕府側の記録でもある『波山始末』でさえ、天狗勢に對して作られてきた民衆集団を「筑波山下柿岡村外五拾二ヶ村毎夜かがりをたいて山上へ陣取候様子中々一揆原之振舞には相見得不申候・・・」とし、「定て武家も加り居指揮致し所業も可有之か」として一揆的性格をみていない。また同書は「水戸書生組所々手配之義ニ付探索書写」がありそこに「在方町方ヨリ浪人仲間ニ入候者之宅ハ皆々打寄柱ヲ切打破リ申候」とその所業を述べている。打ち壊しの実情は、天狗派とその同調者の家の柱の数ヶ所に刀、斧などで切り込みをつけた程度の家が多かった。この例が各地に今も残っているが、それでも表現は打ち壊しであった。中には、わざわざ「日頃お世話になつてゐる庄屋様のお宅を壊すことは出来ない。しかし水戸の役所からの達もあるので、形だけ少々乱暴する³⁹⁾」と家人にことわつてゐる場合もみられる。また留守宅でもその残つてゐる家族を深追ひする事もなく、親類にも手を出さない。村役人の制止があれば中止した。彼ら民衆が目標とした家は、天狗派であり、庄屋、豪農・商、村役人を見境なく攻撃した訳ではない。そこには、水戸藩庁の了解とそれに同意した郷士級の指揮者が同行した場合が多かった。時には行きすぎがあると、「私ニ打壊シ候」ことは「不法之致方」であるから藩で処罰すると示し、天狗勢との合戦の最中でも役人を地方地方へ廻村させ、村々への気配りをしていった。

だがまれには、打ち壊しの実態も、行動的であつた所もある。水戸領全域に広がり、中には日頃の圧迫を、この機に応じてぶつける一揆性、社会的制裁性、支配側と見える者への反抗、などが全くなかつたといひ切れることでもない。打ち壊しの事例を丹念に調べあげた功績⁴⁰⁾を拝読すれば筆者自身でさえ、民衆のもつた激しい自覚と「民衆的正当性」の芽吹きらしきものに触れたと思う。だが、それが一貫して続いたことではなかつたということ⁴⁰⁾を述べたいのである。明治になると、彼らは一致してその壊した各家へ詫状を提出した。村名については、現地に予孫もおられるので控えるが、一つ二つの村ではなかつた。農民一揆、世直し一揆で激しく行動した者達が、相手方へ「時世ニ相連り」行なつてしまつた所業であつて「一言の御申訳も御座無」ことであると詫入るのであるうか。

こうした諸現象をふりかえると、水戸藩の天狗・諸生の内訌における民衆動向を、農民一揆と位置づけ、すべてをこれに依じて述べていくことは、その実態を示すことになつていない。主張点と一致した史料のみの羅列は無理がある。それに加え、水戸藩が諸藩とは異なつた特徴的な面、例にとれば成立時からもつていた「御三家」としての役目、將軍補佐、東北の鎮め、定府制で参勤交代が無く江戸水戸にそれぞれ拠点があつたこと、附家老の存在。領民もそれを自覚して、その所行にも「水戸様領民」としての心意気が存在してゐたこと。佐竹氏時代の遣臣を含め、家臣団が寄り合ひで成立してゐた事。特に幕末期に起つた朋党の対立はくり返しくり返しの指導者の交代を生み、その対立の根は長く深く藩全域に行き渡つてしまひ民衆同志の対立も激しかったことなど。わずかな政治的一面に限つても枚挙にいとまがない。その問題に触れることなく全国諸藩と一律に考えて、全国に起つた形態にあてはめてしまつた考え方。また、方法論、分析論、發達論などを、定められたレール上を決められた目標に到着するものとして疑わず、途中の駅々で似合つた史料をひろつていくだけの公式主義が、現在考え直され再検討の時期にきていることから、地域の特性をもつた史料を、その特徴を考へて生かして処理していくことが必要であろう。諸生隊本隊以外、郷士らに率いられた民衆集団のもつたそれぞれの行動が、実際は彼らの自覚によつておこなわれた面が強かつたと述べた。それが村々の一揆的行為をおしつんでいったことを残念に思うかどうかは研究者一人々々の問題意識のことなりであろう。本稿によつて、事実を客觀的に観ることなしに一つの地

方の一事件で、全体を評する愚かな行為は、少なくとも水戸藩の幕末の民衆隊を語る時には不適切であることを読者が理解されたなら、本稿執筆の筆者の意図はかなえられたことになると思つていい。

六

さて結論を述べてしまつてから最後に二、三追記しておきたいことがある。

明治維新（一八六七）で、水戸藩庁は天狗側の天下になった。諸生派の侍は水戸を脱して奥羽方面へ向つた。反天狗で行動した民衆は沈黙した。その後指導層の郷士、村役人クラスはふたたび村落の指導者として浮上するが、その活躍する方面は多種多様であった。

だが、薄井一族、寺門登一郎達には、三度襲つて来た政争であった。彼らは武士団と前後して居村を去つた。藩庁は諸生派の家屋敷は没収し、身分的制裁を下した。家族は四散し、水戸に残つた者は捕えられた。郷士級も逃亡者が出た。寺門、薄井、星らのその後がどうであったのか、まだすべてが明らかになつていない。現存するそれぞれのご子孫でさえ不詳であることを残念がつておられる。維新期の混乱の中でこれを明らかにするのは困難であろう。さしあたって、史料のある点によつて述べられることのみ書き留めておく。寺門登一郎と薄井一族の何人かが諸生派と同行したのは確かなことであった。『水戸藩史料』によれば、水戸を脱走したのは市川三左衛門、朝比奈弥太郎外五百余人とある。明治元年三月上旬のことである。また「徳川昭武家記」によれば、一〇月の弘道館の戦いの時、会津方面から水戸へ帰つてきた諸生派を、鎮将府あてに「都合五百人計」としている。だが『復古記』には「三月十日夜ヨリ陸続奥羽に向つて逃去スル者凡三百余人」とし姓名を諸士以上一四六人、以下九〇人、小者九人を提出している。これはいわゆる士族とその下僕達であろうから、他の半数近くが郷士以下、領内の庶民層であつたのではないか。明治二年四月一七日、太政官報一七三六号をもつて、憲法発布の大赦の際「叛逆主謀ノ科ニ因リ家名断絶」にあつた旧水戸藩士族らに家名再興の許可が市川三左衛門他二八六人⁽⁴¹⁾にあつた。その為⁽⁴¹⁾に一同から出された『復祿請願書』が明治二八年に出るがこれは二六六人と減少している。だが、昭和九年領内諸生派関係の遺族が出版した『水戸藩国難事件殉難者名簿』には、五三二人の名があり、特に明治元年以後の脱走後（不詳を含めて）に没した数五七一名の多きに及んでいる。もつともその半世紀も前の明治一七年、諸生派関係者は水戸市元山町神応寺境内へ記念碑を建立した。そこには「宗家の顛覆を悲しみ慷慨発憤した者凡そ三百人」としている。この碑は昭和二〇年の戦災で焼け崩れて今はない。

これらの人数的な関係と、その行動を追つての解明は、また次のテーマとして明らかにしていきたい。

薄井家は、一六代友衛門昌殷（菰）は、明治一〇年静岡にて没した。弟の謹之進昌邦は会津方面の戦闘後、北海道まで逃れ函館五稜閣で戦死している。この流れをつぐご子孫としては沢村貞子、長門裕之、津川雅彦等の芸能一家や矢島せい子氏らがよく知られている。昌殷は、慶喜に随行して静岡へ移つた。昭和五九年一月二二日「いはらき」新聞紙上に、「百十年ぶりの里帰り」として紹介されている一六代友衛門が彼のことである。分家の方は、宗作が欠所の後北越にて戦死⁽⁴²⁾、同じく宗七は北越にて自刃、その子で市川三左衛門の養子に出した春吉は三左衛門の家で戦死、わずかにこの支流のご子孫が村に残つたのみであった。現在薄井一族の墓は、鷺子に現存するが、多くの子孫は県外に居住し、菩提寺「照願寺」の法要に集合する機会があるという。

寺門登一郎は、会津から仙台へ向う途中で不明になつている。新政府軍に捕えられてやがて水戸藩庁へ移された事ははっきりしている。『復古外記平瀉口戦記』に会津落城後、徳川脱走人（旧幕臣）とともに仙台へ水戸人が集まり、三九人が新政府へ歎願書を提出した。その中に寺門左一郎の

名がみえる。彼が登一郎かどうか不明だが、水戸藩の「水府系纂」八二巻によれば、すでに述べたが「寺門佐一郎」という侍はかつて存在していた。だがその系図は幕末期の記載があいまいであるし、左一郎と称した人物は幕末期に出ていない。また現在まで、脱走人名が判明した内では寺門左一郎の名はない。もつともこの一行は、軍務官より、水戸中納言へ領ヶ置との指令で一月に水戸表へ廻わされてくる。この時それらの人々の多くが変名で仙台藩へ下っていたことがわかる。そして重大なことは「再脱走」⁽⁴³⁾したと九人の名があり佐一郎も含まれている。しかも、その人名は誰も身元不明の者ばかりで、全て民衆層のような名前である。水戸藩へ渡されてから再脱走というのが不自然で、あるいは密かに釈放されたか、関係村への下げ渡し、最悪なら処刑であったとは考えられないか。このような事を紹介してもあまり役にたたないが、今の所他に手がかりがない状況である。

明治二年登一郎に下された裁断は

寺門登一郎

此者儀先年結城寅寿の徒に党与致し候に付厳重仰付られ様も之あると雖も、其砌寛大の御沙汰之あり候処、其後悔悟の廉も之なく、去る子年中大炊頭様御下向の節御入城を支へ奉り候のみならず、種々奸悪の所業之あり、御政体を相防ぎ、剩へ天朝御宗家より度々仰出され候御改正の御沙汰を拒み奉り、市川三左衛門等へ同意いたし、奸民をも多人数嘯集致助川城を攻落、其他容易ならざる所業之あり、旁以て重々不屈至極大胆の致し方に付、後来の誠として上下町引渡の上、元居村に於て磔申付るもの也。但し所持の品欠所⁽⁴⁴⁾。

であり、今まで述べてきた結城派―諸生派の登一郎の履歴を、さすがに天狗派はしっかりと確認している。筆者は後世の研究の不備で登一郎の行動の一部だけしか紹介されなかったことに、改めて不満を感じた。

現在、寺門登一郎のご子孫ははつきりしている。登一郎刑死の時、長男彦太郎は「明治元年戊辰三月中下総国香取郡佐原村商鈴木太兵衛方へ出稼⁽⁴⁵⁾」していたので、明治六年の戸籍編成のおり脱籍してしまつたから、それを取り消してほしいとの願書を、一三年六月に那珂郡長宛に提出した。それは一〇月に受理されて復籍が認められた。だが、この佐原云々の叙述は疑問点がある。彦太郎は会津へ出かけ、会津辺に居たことは本人の口から子孫へ話されていることである。だがその情況については彼は生涯語らなかつたという。

明治初期、諸生派関係者の苦勞は大変なものであつた。子孫を含めた人々が「明治一年八月(天狗の追討軍の越後出兵)、明治三年七月中旧水戸藩カ我財産等炊具ニ至ル迄悉皆強奪セン其非道ナル古今比例ナキ所置ニシテ実ニ名状スルニ堪ス」として、明治一三年に水戸藩へその改正を願ひ出た。県令人見寧の厚意(彼は旧幕臣であつたので)が示されたが、茨城県は「旧党派ノ弊風現存シアリ我願官吏中ニモ党派アリテ障害ヲナス」状態であつた為、一部の者が栃木県に天皇の巡幸があつた特に直訴したが失敗、ついに県北地方の郷土の子孫を中心とした人々二四名が、(栃木県下に一部旧水戸領が編入された為)明治一四年一〇月に、栃木県令藤川為親宛に歎願を出す程であつた。⁽⁴⁶⁾先述したように、明治二年出された恩赦の赦免状は、寺門家については次のようだった。

亡寺門登一郎

維新ノ際反逆主謀ノ科ニ依リ家名断絶ニ処セラレタル処今般家名再興被差許

明治廿二年四月十六日

茨城県知事 安田定則(印)⁽⁴⁷⁾

ここに寺門家の再興は正式に認められた。だが彦太郎は水戸に帰らなかつた。彼は明治一九年二月二五日から、秋田県仙北郡神宮寺村(現秋田県神岡町)の秋田藩旧郷土、相馬家へ寄留していた。その後二二年一〇月に東京にて医師免許の前期試験合格後、新潟県岩船郡関川村の医師佐藤玄信の

もとで修業の後、二八年に同後期に合格し、東京で開業したがのち妻の出身地、新潟県北蒲原郡中条町に移り、大正六年に死亡した。その後は長女フミ氏（現存）が後を継ぎ、現在は登志氏と克彦氏の姉弟に到っている。「登志」の名に同家一族の祈りがこめられているという。フミ氏が一七歳まで彦太郎は生存していたが、大正五年に額田を訪れ登一郎の墓を建立した。しかしその後二度と故郷の地を踏むことが無かったと云う。だが彼は水戸に対しての懐かしさを常に語っていたという。現在、その寺門登一郎の墓は、那珂町額田の鱗勝院の寺門家一族の墓の中に現存し、新潟からの墓参が続いている。

こうしたなかに、あの馬頭町の北条家の墓所が、子孫も不明のまま朽ち果てているような例がまだ見られるのである。

現在、美和村と那珂町において、それぞれの自治体における町、村史の編さんが進められている。郷土に生きた人々の歴史が、その故郷によって明らかにされ、私達が想像も出来なかったような、事実が発見され、発表されてくることを期待している。

〈付〉本稿を執筆後『大子町史』資料編上巻が刊行された。有意義な資料が多数収録されているのでそれよっての補足をおきたい。大子地方でも水戸方面への「模様伺い」の行動が七月頃から始まり、民衆兵は八月から大子会所へ集まり出した。やがて水戸城下へ出兵したり、さらに大宮郷校へも屯集したが、結局、九月二日、大子く太田周辺の村々は太田郷校へ本格的な集合が諸生から命じられていった。その後は太田を軸に行動した。特に上野宮（現大子町）の高信主計が「寺門登一郎一手にて大指引相勤」（八五八頁）で褒美をもらっていることなどから、久慈地方の民衆が寺門に率いられたことが裏づけられた。同地方の郷士もそれぞれの支配下の村々の獵師らを率いて参加した形を示し、前述した薄井や星隊と同様の形であった。また同書には明治以後、諸生派に加担したこれら郷士らの言い分を載せているが、それは旧結城派郷士のような自覚的参加者以外の参加者の申し開きとして大変興味深いものであるが、その実態にはまだ研究の余地が残されていることと思う。

- (1) 「水戸藩附家老中山氏の独立運動の展開」である。
- (2) 徳川三家の附家老五家が、お互いに連絡して行なったもので、附家老の制が始まるとともに起つてきた問題である。
- (3) 『茨城県歴史館報』三号「幕末水戸藩闘争における鯉淵勢の動向」
- (4) 芝原拓自氏、佐々木潤之介氏、乾宏己氏らを始めとする諸論文
- (5) (6) (7) 「新伊勢物語」『茨城県史料Ⅱ幕末編Ⅰ』所収
- (8) 小宮山南梁著、祖父楓軒の著作とともに国立国会図書館所蔵「小宮山叢書」
- (9) 岡山家においては岡山仁兵衛貞義が天保一二年に格式を受ける。後、次郎衛門、源左衛門と改名した。
- (10) 嘉永五年一二月の「鎮守額田神宮祭免積石元帳」に、額田北郷与頭登一郎とある。額田村が、東、南、北に分かれたのは天保年間。那珂町額田の大録義行氏のご教示によった。
- (11) 酒出市之丞「水府系纂」三〇巻、寺門佐一郎「同」八二巻
- (12) 高萩市松岡 酒出保治家系図
- (13) 額田久兵衛「水府系纂」二四巻、小野崎氏の末で常陸額田城主であった。佐竹氏移封後は徳川頼房に出仕し、額田の姓を名乗る。寺門の旧臣説は地元で根強く残っている。大録義行氏のご教示。
- (14) 薄井家歴代の数え方は、同家に伝わる伝承によった。

- (15) 北茨城市市役所蔵
- (16) 系図で示したように、七左衛門家と馬頭の星家とは姻戚関係にあった為七左衛門家が欠所
のとき、伝来の史料を星家にあずけていた。後馬頭が栃木県域となった為現在まで伝えられ
た。現在は星仲氏が管理しておられるが、以後便宜上、「薄井家史料」と称し、星家伝来の
史料を「星家史料」と称していく。
- (17) 佐藤図書信近「水府系纂」四三巻、八月一六日より用達。朝比奈弥太郎泰尚「水府系纂」
二巻、一一月に小姓頭
- (18) 水戸城下は城を中心にして、東方は主に商人町であり、下町、下市などと書き普通「しも
いち」と称した。西方は武家屋敷が多く「うわいち」と称した。現在も称している。
- (19) 諸生派の発生である。彼らが保守門閥派に属して活躍する為、全体的な称号となっていく
ことはすでに図示した。
- (20) 天狗・諸生派が、武力で衝突したのは、七月二九日の高道祖（現下妻市高道祖）が始めて
であった。諸生派には、幕軍と諸藩の連合軍が参加、援助していた。
- (21) (40) 高橋裕文「幕末水戸藩内乱と農民闘争」『茨城県史研究』五二号
- (22) 栃木県馬頭町小砂、大金重徳家史料
- (23) 松崎新介「水府系纂」七六巻、元治元年七月二七日郡奉行
- (24) 朝比奈新衛門泰交「水府系纂」二巻、大番組だが、九月六日小荷駄奉行となる。菊池善三
衛門藤彦「水府系纂」八〇巻、月八に府下（水戸城下）を守衛、もと諸生六ノ隊
- (25) 石井家史料、薄井家史料「日記」
- (26) 石井家史料「二の先キ御備小荷駄懸り扣」
- (27) 太田は、水戸藩の墓所、光國の隠居所、太田郷校の存在、さらに早くから田中隊などによ
る太田の商人層へ対しての軍資金集めが行なわれていた状況など藩の重要拠点になってい
た。斉昭によって建てられた太田御殿と称された建物もあった。
- (28) (32) (33) 「元治甲子軍覚書」高萩市上君田鈴木善之丞家史料（大録義行氏解説）なお
水戸藩諸生の援兵として二本松藩兵が太田に屯集してくるのは九月一日である。それ以後は、
この勢力を中心に寺門達も積極的に行動を始める。二本松勢については『常陸太田市史』通
史編上参照。
- (29) 大津彦之允義綱は水戸藩士、当時天狗勢の食糧援当
- (30) 山野辺義芸は水戸藩家老、助川海防館主として当初中立的立場、しかし混乱にまきこまれ
天狗勢と行動をともししていた。
- (31) この記録も大録義行氏のご教示による。これは戦場日記である。
- (34) 内藤弥大夫直「水府系纂」一七巻、九月二〇日御用調役兼軍用係。後の内藤耻叟、門閥派
であったが後市川三左衛門ちと議論合わず入獄、明治になって脱藩。
- (35) 横瀬夜雨『天狗騒ぎ』
- (36) 常陸浄土宗の総本寺といわれ、宝永五年に瓜連より引き移した。この争乱で焼失後に瓜連
にもどる。
- (37) 鯉淵勢は七月二五日から動き始め、八月六日に水戸藩から達がくる。
- (38) 万延元年に長州藩との間に「丙辰丸の盟約」を結んだが、他の天狗派とは異なった行動を
とった『北茨城史壇』第三号参照。
- (39) 現在、直接のご子孫が存在、両家の事を考慮し出典を示さない。
- (41) 石井長衛門家のように、栃木県に対して明治二八年に士族復籍の願を出しているような例
もある。

- (42) いずれも『水戸藩国難事件殉難者名簿』によったが、春吉については弘道館で戦死という記録もある。
- (43) 「徳川昭武家記」 『茨城県史料』幕末編Ⅰ』所収
- (44) 『水戸幕末風雲録』
- (45) 寺門彦太郎より那珂郡長中村貞幹宛願書
- (46) 岡山家史料、総代益子薫平
- (47) 寺門フミ家史料